

## 公益社団法人熊本善意銀行役員報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人熊本善意銀行定款第29条に基づき、常勤理事及び監事の報酬及び賞与に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬の決定)

第2条 常勤理事及び監事の報酬は、総会の議決を経て会長が定める。

### (支給)

第3条 常勤理事及び監事の報酬は月給制とし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、繰り上げ支給する。

### (手当)

第4条 常勤理事及び監事には、月額報酬のほか、通勤手当を支給する。

### (役員賞与)

第5条 常勤理事及び監事には、役員賞与を支給する。支給額は、総会の議決を経て会長が定める。

2. 支給日は毎年6月6日、12月6日とする。ただし、支給日が休日にあたる時は、繰り上げ支給する。

### (退職慰労金)

第6条 常勤理事及び監事が退任する時は、月額報酬の1ヵ月分を、退職慰労金として支給する。

### (退職餞別金)

第6条 理事の運営委員が退任する時は、下記の餞別金を支給する。

運営委員の勤続期間	餞別金額
勤続6年以上で10年未満	3万円
勤続10年以上	5万円

### 付則

この規程は、公益社団法人熊本善意銀行の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

(常勤理事の年収額)

常勤理事2名の年収総額は、一千万円以内とする。

役員報酬 別表1

役員	金額(月額)	金額(年額)
専務理事	3万円	36万円
常務理事	2万円	24万円

\*役員報酬は、専務・常務等の役職理事のみ支給する。

常勤役員の給与 別表2

役員	金額(月額)	賞与(年2回)
専務理事	21万円	なし
理事 事務局長	14万円 役職手当3万円	基本給×2.5ヵ月

\*当行以外に報酬がある役員は、上記額より減額する。

通勤費手当 別表3

金額(月額)
通勤費は、通勤費公共機関の実費を支給する

付則

この規程は、公益社団法人熊本善意銀行の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。